

平成15年（再）第23号

決 定

大阪市中央区伏見町二丁目6番6号

再生債務者 南海毛糸紡績株式会社  
代表者代表取締役 深井 達雄  
申立代理人弁護士 小林 和弘  
監督委員弁護士 辰野 久夫

主 文

- 1 本件再生計画を認可する。
- 2 本件について当裁判所が平成15年4月10日にした再生手続開始決定の主文3項を取り消す。
- 3 監督委員は、本件再生計画に定める再生債権者に対する弁済期が到来するごとに、その弁済期の2週間後を期限として、再生債務者の本件再生計画の履行状況について、当裁判所に書面をもって報告しなければならない。
- 4 監督委員は、再生債務者から、本月を起点として、2か月ごとの業務及び財産の管理状況について、報告を受けるようにしなければならない。
- 5 再生債務者は、本月を起点として、6か月ごとの業務及び財産の管理状況について、当該期間最終月の翌月末日までに、当裁判所に書面をもって報告しなければならない。

理 由

本件に係る別紙再生計画案は、平成15年11月21日の債権者集会において可決された。また、本件再生計画には、民事再生法174条2項各号に定める事由は認められない。

平成15年11月25日

大阪地方裁判所第6民事部

裁 判 長 裁 判 官 林 圭 介

裁 判 官 堀 禎 男

裁 判 官 林 清

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官

四 宮 尚

